

社会福祉法人 未萌会

女性活躍推進法に基づく一般行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日 ～ 令和6年1月31日 (2年間)
2. 当法人の課題
 - ・有給休暇の取得日数を少ない。
3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

令和4年度より、10日以上の有給休暇が付与される職員の取得日数を一人あたり年間平均7日以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年2月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態調査を行う。
- 令和4年4月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるように検討をする。
- 令和4年10月～有給休暇の取得率が低い職員には上司と面談を実施する。
- 令和5年4月～ 引き続き、有給休暇を取得できるようにする。
- 令和5年10月～有給休暇の取得率が低い職員には上司と面談を実施する。